

運輸安全マネジメントに係る情報公開について

安全マネジメントに係る情報の公開については、法令及び当社の安全管理規定に基づき、下記の項目に安全報告書として公開します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

『安全第一の確保』

- (1) 絶えず輸送の安全が最も重要であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために普段の確認を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

2. 令和2年度 輸送の安全に関する目標および達成状況

人身事故・重大事故・健康起因による事故の発生 0 件

※目標を達成いたしました。

3. 事故に関する統計

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 人身事故の発生(有責) | 0 件 |
| ② 重大事故(報告事故)の発生 | 0 件 |
| ③ 車内事故の発生 | 0 件 |

4. 令和2年度 輸送の安全のために講じた措置

下記のとおり輸送の安全に関する重点施策を設定し取り組みました。

- 社内の安全対策の意思統一を図るための会議等の開催
- 乗務員教育、緊急事態を想定した訓練等の実施

5. 令和2年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施

- (1) 乗務員教育(指導および監督指針に基づく教育)
指導及び監督指針に基づく教育(14項目)、特別教育(高齢運転者教育)を実施

(2) 乗務員研修等

- ①事故災害等への遭遇を想定した訓練
- ②ドライブレコーダー映像を使用の研修会やヒヤリ・ハット事例発表検討会の実施

6. 令和2年度 内部監査の結果ならびに講じた措置

令和2年度は『安全第一の確保』を最優先とする基本方針に基づいて、安全管理体制の確認や輸送安全マネジメントの実施状況等の内部監査を委託した社員において貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査項目等に準じて行いました。改善事項等は社長へ報告し、これまで以上の安全管理体制の構築等へつなげることとしました。なお、内部監査において指摘された内容で法令や社内規則等への不適合な内容はありませんでした。

7. 令和3年度 輸送の安全に関する目標及び重点施策

令和3年度は、昨年に引き続き

人身事故・重大事故・健康起因による事故の発生 0 件

を年間の安全目標として掲げます。

達成するための取組みは次のとおりです。

- ① 安全管理体制の確立を図るための取組み
 - ・業務管理の資質向上を図るための研修等への積極的な参加
 - ・安全性の向上を図るための設備や装置の充実
 - ・令和3年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度の三ツ星取得
 - ・社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催
- ② 乗務員等の資質向上・法令遵守を図るための取組み
 - ・乗務員への中身のある安全教育・訓練の確実な実施と徹底
 - ・模範となる優良運転者の評価(表彰等の実施)
 - ・緊急事態を想定した訓練の実施
 - ・社外専門家等による研修会の実施

8. 安全統括管理者

本社営業所 所長 池田 賢二

9. 安全管理規程・輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

安全管理規定・組織図別表参照

令和3年4月

について

に

,

4